

みずほビジネスデビット保険のご案内

■引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

株式会社みずほ銀行

〒100-8241 東京都千代田区丸の内1-3-3

(2025年2月1日現在)

3506Y161 (25.02)

MIZUHO BUSINESS DEBIT

INSURANCE BOOK

本書はみずほビジネスデビットに自動付帯されている各種損害保険(会員企業及び会員の皆様を被保険者として株式会社みずほ銀行が保険料を負担しています。)についてその概要をご説明する目的でお送りしております。

ご一読のうえ、保存されますようお願いいたします。また、海外旅行の際は緊急時に備えてご携帯願います。なお、各種損害保険の普通保険約款および特約の内容や詳細などにつきましては別途お問い合わせ願います。

INDEX

■みずほビジネスデビット海外旅行傷害保険

1. 保険金をお支払いする場合(海外旅行傷害保険) …… 3~4
2. 保険金をお支払いできない主な場合(海外) …… 5~6

■保険金の請求について

1. 保険金請求手続き/2. 必要書類/3. 保険金のお支払先 …… 7~8

■みずほビジネスデビット盗難保険 …… 9~10

■海外でお困りの際のホットラインサービス …… 11~13

■国際電話のかけ方 …… 13

■お問い合わせ先 …… 14

※海外旅行先の医療機関から提示を求められたときなどにご利用ください。

MIZUHO BUSINESS DEBIT OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE CARD

INSURED No. MIZUHO BUSINESS DEBIT No.
INSURED MIZUHO BUSINESS DEBIT MEMBER

COVERED PERIOD OF TRAVEL : Coverage shall commence upon leaving the residence in Japan for the purpose of overseas travel, and shall terminate at the end of ninety (90) days or upon return to the residence, whichever is sooner. Under non circumstances shall this coverage extend beyond ninety (90) days for a single overseas trip.

However, should the date of departure from the residence differ from the date of departure from the country, coverage shall commence at 0:00 of the day before departure from the country. Likewise, if the date of return to the residence differs from the date of return to the country, coverage shall terminate at 24:00 on the day after returning to the country, subject to the coverage limit of ninety (90) days.

COVERAGE	AMOUNT INSURED
INJURY DEATH or RESIDUAL DISABILITY	¥10,000,000
INJURY MEDICAL EXPENSES	¥3,000,000
SICKNESS MEDICAL EXPENSES	¥3,000,000
BAGGAGE(EXCESS ¥3,000)	¥500,000
LIABILITY	¥100,000,000
RESCUER'S EXPENSES	¥3,000,000

This is to certify that "MIZUHO BUSINESS DEBIT OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE" is in effect with us as stated above while you are MIZUHO BUSINESS DEBIT member.

Sompo Japan Insurance Inc.

みずほビジネスデビット海外旅行傷害保険

被保険者：会員(注)

補償期間：会員である期間

(注)会員とはみずほビジネスデビット会員規約に定める会員を指します。

海外旅行傷害保険金額一覧

1. 海外旅行傷害保険(カード利用条件あり)

○補償内容

傷害による死亡・後遺障害	最高1,000万円
傷害による治療費用	300万円限度
疾病による治療費用	300万円限度
賠償責任	1億円限度
携行品の損害(自己負担額1事故3,000円)	50万円限度
救護者費用等	300万円限度

○適用条件：海外旅行に関する所定の料金のお支払にみずほビジネスデビットをご利用いただいた場合、海外旅行傷害保険が適用されます。

※所定の料金とは…

①「搭乗する公共交通乗用具」または②「参加する募集型企画旅行」の料金。募集型企画旅行は、日本出国前にみずほビジネスデビットをご利用いただいた場合に限り。

○責任期間：「適用条件」に合致する海外旅行について、海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発してから住居に帰着されるまでの間で、かつ、日本を出国した前日の午前0時から日本に到着した翌日の午後12時までが責任期間となります。ただし、その料金のお支払にみずほビジネスデビットをご利用いただいた時以降に限り。また、1回の海外旅行ごとの責任期間は、それぞれ次の期間をもって限度とします。

①日本出国前に公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金のお支払にみずほビジネスデビットをご利用いただいた場合は日本出国時から90日後の午後12時までの旅行期間。

②①に該当しない場合で、日本出国後に公共交通乗用具の料金のお支払にみずほビジネスデビットをご利用いただいたときは、最初の利用時から90日後の午後12時までの旅行期間。

2. 注意事項

※ご出発前に上記保険に関する手続きはいっさい必要ありません。

※死亡保険金の受取人は、被保険者の法定相続人、その他の保険については被保険者となります。ただし、救護者費用保険金については、被保険者または法定相続人のうち、当該費用を負担した方となります。

※みずほビジネスデビット付帯の旅行傷害保険(海外)の死亡・後遺障害保険金額につきましては、他のデビットカード・クレジットカード付帯の保険契約から同時に保険金が支払われる場合には、これらの契約のうち最も高い保険金額を限度として保険金が支払われます。

※海外旅行傷害保険(死亡・後遺障害保険金を除く)の各種保険金につきましては、他の旅行傷害保険から同時に保険金が支払われる場合、これらの契約の保険金額を合算した額の範囲内で実際の損害額を限度として保険金が支払われます。

※補償内容については諸般の事情により一部変更することがございます。詳しくはP.14の「お問い合わせ先」にご確認ください。

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払の可否は、別途普通保険約款および特約に基づきますので詳しくはP.14の「お問い合わせ先」にご確認ください。

保険金をお支払いする場合

海外旅行傷害保険(カード利用条件あり)

保険の種類		保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金※
傷害	死亡後遺障害	最高1,000万円	被保険者が補償期間中の偶発な事故によるケガがもとで、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、または身体に後遺障害が生じた場合。	①死亡された場合…保険金額(死亡・後遺障害)の100%をお支払いします。 ②後遺障害が生じた場合…その程度に応じて、保険金額(死亡・後遺障害)の3%~100%をお支払いします。 注①でお支払いする保険金は、保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額とします。
	治療費用	1回の事故につき300万円限度	被保険者が、補償期間中の偶発な事故によるケガがもとで医師の治療を受けられた場合。 注① 事故発生日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りです。	1回のケガ・病気につき、次の費用のうち実際に支出された金額で、社会通念上妥当な金額をそれぞれの保険金額を限度としてお支払いします。 ①医師、病院に支払った診療・入院関係費用。(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。) ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。(傷害治療のみ) ④入院のために必要となった身の回り品購入費(5万円限度)、通信費。(1回の事故につき合算して20万円限度) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費。(払戻を受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 注② 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払がなされ、被保険者が直接支払いが必要にならない部分、また海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分についてはお支払の対象としません。
疾病	治療費用	1回の病気につき300万円限度	被保険者が、①海外旅行開始後に発病した病気もともとで補償期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。(ただし、補償期間終了後の発病した病気については、原因が補償期間中に発生したものに限りです。) ②補償期間中に感染した特定の感染症がもとで、補償期間終了日からその日を含めて30日以内を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 注① 特定の感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回腸熱、赤熱をいいます。 注② ①②共に、初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りです。	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損害保険ジャパン株式会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用などもお支払いします。 注① 賠償金額の決定の際には、事前に損害保険ジャパン株式会社の承認を必要とします。
	賠償責任	1回の事故につき1億円限度	被保険者が、補償期間中の偶発な事故によりあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合。 注① 他人のものには、以下のものを含まず。 ・レンタル業者より被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品。 ・ホテルの客室および客室内の動産(セイフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます。)	1回の事故につき携行品1つ(1個または1対)あたり10万円を限度として、損害額(損害額とは修理費、または時価額のいずれか低い額をいいます。)をお支払いします。乗車船券、航空券等については、事故の後に支出した費用について5万円を限度としてお支払いします。また、パスポートについては5万円を限度に再発給費用(現地にて負担した場合)に限りです。交通費、宿泊費を含みます。)をお支払いします。ただし、1旅行につき50万円を限度、保険期間を通じて50万円を限度とします。 注① 1回の事故ごとに損害額のうち3,000円(免責金額)は自己負担していただきます。 損害額-3,000円(免責金額)
	携行品損害	1旅行中50万円限度 保険期間中50万円限度 自己負担額1回の事故につき3,000円	補償期間中に携行品(カメラ、カバン、衣類など)が盗難・破損・火災などの偶発な事故にあって損害を受けた場合。 注① 携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいます。(旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、携行するものを含みます。) なお、次のものは含まれません。 現金・小切手・有価証券・クレジットカード・定期券、コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、動植物、登山用具、各種書類、居住施設内(一戸建住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます。)にあるもの、業務用機器、別送品など	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で、社会通念上妥当な費用を保険期間を通じて保険金額を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用。 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費。 ③現地および現地までのホテル客室料(救援者3名分を限度とし、かつ1名につき14日分までを限度) ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費。 ⑤現地からの移送費。 ⑥遺体処理費用。(100万円限度)
	救援者費用等	300万円限度	被保険者が、補償期間中に ①被った事故によるケガがもとで、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または7日以上続けて入院された場合。 ②病気により死亡された場合。 ③発病した病気により、補償期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。または、7日以上続けて入院された場合。ただし、旅行中に医師の治療を開始した場合に限りです。 ④搭乗、乗船中の航空機、船舶が遭難した場合。 ⑤被った事故により生死が確認できない場合(無事が確認できた後に発生した費用は対象としません。) または緊急捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合。	

※上の表中の「お支払いする保険金」欄に上限金額が明記されている項目につきましては、は明記されている額が上限となります。
※旅行をキャンセルした場合などに新たに生じるキャンセル代などにつきましては、補償の

他の海外旅行傷害保険契約との重複がある場合でも、実際に支払われる保険金の合計額対象とはなりません。

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払の可否は、別途普通保険約款および特約に基づきますので詳しくはP.14の「お問い合わせ先」にご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

海外旅行傷害保険

保険の種類	お支払いできない主な場合
傷 害	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ■けんかや自殺、犯罪行為 ■無免許・酒酔い・麻薬等使用中の運転 ■脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、流産によるケガ ■戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染 ■むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付ける医学的他覚所見のないもの ■旅行開始前、終了後に発生したケガ ■危険な運動(ビッケル、アイゼンなどを使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)中の事故 <p style="text-align: right;">など</p>
疾 病	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ■けんかや自殺、犯罪行為 ■戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染 ■むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付ける医学的他覚所見のないもの ■妊娠、出産、流産、これらに起因する病気 ■歯科疾病 ■旅行開始前に発病した病気(既往症) ■ビッケル・アイゼンなどを使用する山岳登山中の高山病 <p style="text-align: right;">など</p>
賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者の故意 ■戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染 ■職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任 ■親族に対する賠償責任 ■航空機、船舶、車両、銃器、(ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルを除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ■預かっている物に関する賠償責任(ただしホテルのルームキー、レンタル業者から賃借した旅行用品などは除きます。) <p style="text-align: right;">など</p>
携行品損害	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ■差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防、避難に必要な処置を除きます。) ■無免許、酒酔い、麻薬等使用中の運転 ■戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染 ■携行品の欠陥または自然の消耗、さび、変色、虫食い ■携行品の置忘れまたは紛失 ■単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ■危険な運動(ビッケル、アイゼンなどを使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)中のその運動固有の用具の損害 <p style="text-align: right;">など</p>
救援者費用等	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ■けんかや自殺(死亡された場合を除きます。)、犯罪行為 ■戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染 ■むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付ける医学的他覚所見のないもの ■妊娠、出産、流産、これらが原因の病気による入院 ■歯科疾病による入院 ■無免許・酒酔い・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による入院 <p style="text-align: right;">など</p>

保険金の請求について(手続き・必要書類)

海外旅行傷害保険

1. 保険金請求手続き

○ここで述べます保険金請求手続きは帰国後に請求をされる場合です。現地ではP.11～13に記載しております「海外ホットライン」によって必要書類のお手配から保険金支払いまでを行っております。ただし病院によっては、一時的にお立て替えいただく場合がございます。帰国後保険金を請求される場合には現地でしか手配できない以下「2.必要書類」に掲げる書類(一覧表の太枠内)を忘れずにお持ち帰りいただき、事故の日からその日を含めて30日以内に「損保ジャパン海外ホットライン」あてに事故の内容をご報告ください。

*現地で保険金請求手続きなどでお困りの場合も「海外ホットライン」をご利用ください。

2. 必要書類

◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、各請求書類はコピーしたものでは認められません。※印は引受保険会社所定の用紙があるものです。

ご請求になる保険金の種類 必要書類	治療費用 保険金 (傷害・疾病)	携行品 損害 保険金	死亡 保険金 (傷害)	後遺障害 保険金	救済 費用 保険金	賠償責任 者等 金	保険金		ご 案 内
							対 人	対 物	
e チケットのコピー	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	搭乗券半券、搭乗証明書など日本出入国日が分かる書類でも結構です。
※ 保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	事故のご報告後郵送させていただきます。
現地でしか手配できない書類									
医師の診断書	◎					◎			現地発行のものをお持ち帰りください。(注記の波線部分をご参照ください。)
治療費の明細書および領収書	◎						◎		病院への支払いが済んでいない場合は病院からの請求書で結構です。
死亡診断書または死体検案書(死亡時のもの)			◎			◎			診断者または検案した医師または病院発行のもの。
事故証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	最寄り警察署または官公署発行のもの、やむを得ない場合、第三者の証明で進めさせていただく場合がございます。
支出を証明する書類	◎				◎				現地で支出した費用の領収書
示談書・示談金領収書						◎	◎		作成してください。ただし大きな事故の場合は安易な示談は避け「海外ホットライン」までご相談ください。
損害額(修理費など)を証明する書類		◎						◎	損害を与えたものの価格、修理費などを証明する書類(修理費用見積書、修理費領収書、写真など)
※ 損害品明細書		◎							送付申しあげます請求書の所定欄をご利用ください。
損害額を証明する書類		◎							損害品のご購入当時の領収書、保証書をお持ちでしたら、ご提示を願います。
死亡保険金受取人の印鑑証明書			◎						市区町村役所で発行
会員の印鑑証明				◎					同 上
除籍後の戸籍謄本			◎						同 上
法定相続人の戸籍謄本			◎						同 上
委任状			◎						必要な場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。
※ 後遺障害診断書				◎					同 上
その他の書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	事前に会員が公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金をみずほビジネスデビットにより支払ったことを証明する書類(例:売上票のお客さま控など)

(注) 本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。
請求金額が10万円以下の場合には診断書はなくてもかまいません。疾病の場合は事故証明書は必要ありません。

3. 保険金のお支払先

海外旅行傷害保険の保険金はお届けいただいている会員にお支払いします。

みずほビジネスデビット盗難保険

デビットカード盗難保険

被保険者:会員企業(注)
 補償期間:会員企業である期間
 引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社
 (注)会員企業とはみずほビジネスデビット会員規約に定める会員企業を指します。

○補償内容

盗難、紛失、詐取、横領、偽造、恐喝、喝取、カード情報の盗用による損害に対して、保険金をお支払いします。

・カード1枚あたり、1事故300万円・1保険期間中(注)300万円限度
 (注)1保険期間とはカード発行日から1年間を指し、会員企業である間はこの期間を保険期間(1年間)として継続し適用していきます。

○適用条件

カード発行者が不正使用を受理した、または知った(注)日の前日から起算して60日前から、発行者がその不正使用を受理した、または知った(注)日の翌日までの62日間に行われた不正使用による損害に限りします。

(注)知った
 知ることができたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

保険金をお支払いする場合

保険の種類	保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
デビットカード偽造 変造・番号盗用 損害補償	カード1枚あたり、 1事故300万円・ 1保険期間中 300万円限度	被保険者が次の①または②のいずれかに該当する損害を被った場合。 ①デビットカードが盗難され、他人に不正使用されたこと(ただし、受理日の前日からまでの62日間に行われた) ②デビットカードが偽造、変造されたカード情報が盗難され、かつ、不正使用されたことによる損害。 (ただし、カード発行者がその不正使用を知った日の前日から起算して60日前から、発行日までの62日間に行われた)	・デビットカード1枚につき保険金額を限度にお支払いします。 ・お支払いする保険金から、損害防止措置を講じたことによって回収された不正使用の金額、利息および手数料相当額は除きます。

保険金をお支払いできない主な場合

- ・保険契約者または被保険者(注)もしくは会員の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- ・被保険者(注)または会員の、同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行い、もしくは加担した盗難、偽造
- ・または変造もしくはカード情報の盗難等。
- ・変造もしくはカード情報の盗難等。ただし継続後契約については除きます。
- ・保険期間の開始する以前に生じていたデビットカードの盗難、偽造または
- ・他人に譲渡・貸与または担保差入れされたデビットカードの使用。
- ・使用。
- ・デビットカードに記載された有効期限を経過した後に行われた使用。
- ・デビットカードに会員自ら署名が行われていない状態で行われた使用。
- ・デビットカードの会員規約違反。
- ・行するその他の機関を指すものとします。
- (注)ここでは会員企業の理事、取締役または会員企業の業務を執行するその他の機関を指すものとします。

保険金の請求について

1. 保険金請求手続き

デビットカードが盗難、紛失、詐取、偽造、恐喝、喝取、カード情報通知(注)し、かつ、警察に届け出るとともに、会員企業がカード発行者所定の書類をカード発行者に速やかに提出してください。

(注)実際に被害にあわれた場合は、盗難・紛失受付デスク(カードがお手元にある場合)をご利用ください。

2. 保険金のお支払先

デビットカード盗難保険の保険金は会員企業にお支払いします。

海外でお困りの際のホットラインサービス

● 病気やケガをされた場合 ● 損害賠償を請求された場合
● 身の回り品の盗難・損害
24時間日本語相談

Q:どんなサービスですか？

A:ご旅行中にケガや病気をされたとき、損害賠償を請求されたり、携行品の損害が生じたときなど様々な事故についてのご相談や、保険についての様々なご相談を、日本語センターで、年中無休、通話料無料で24時間いつでも受け付けています。日本語を話せるスタッフが対応しますので安心してご利用ください。
※このサービスは、以下の提携により、みずほビジネスデビット付帯海外旅行損害保険の補償対象のお客さまに対して提供させていただくものです。

サービス	提携先
〈海外ホットライン〉	株式会社プレステージ・グローバルソリューション

Q:サービスの具体的な内容は？

A:次のサービスをご利用いただけます。

■ 事故相談サービス

ケガ、病気、持ち物の盗難、賠償責任事故といった旅行中に遭遇する様々な事故に関するご相談を承ります。

- ◎ 日本人医師・もよりの医療機関の紹介・予約
- ◎ 医療機関へのキャッシュレス治療の手配
- ◎ 医師や医療機関との緊急時の通訳サポート
- ◎ 保険金請求に必要な書類の手配
- ◎ 付添者、通訳などの手配
- ◎ 警察への盗難届、事故証明書入手などのサポート
- ◎ 賠償事故の場合の現地アジャスターとの仲介
- ◎ 現地で保険金を受け取りたい場合の請求・支払手続きなど

Q:サービスは無料ですか？

A:はい。サービスご利用の際に発生する費用は、みずほビジネスデビット付帯海外旅行傷害保険で対象となる場合に限り、お客さまのご負担とはなりません。ただし、海外旅行傷害保険の支払対象とならない場合やかかった費用がご契約の保険金額を超過する場合の超過部分についてはお客さまのご負担となりますのであらかじめご了承ください。

Q:サービスを利用するときの申込方法は？

A:ご滞在地域により連絡先の日本語センターおよび電話番号・電話方法が異なります。地域と連絡先をご確認の上、次ページの電話番号までお電話いただければ、日本語を話せるスタッフが24時間受付をいたします。

アシスタンスセンターへの連絡方法

アシスタンスセンターへの電話番号は次の通りです。

【ご注意】無料電話は、公衆電話や日本国内でご利用またはレンタルされた携帯電話（海外利用）からはご利用にできない、または料金が発生する場合があります。

〈海外ホットライン〉		
	お客さまの滞在先	電話番号(無料電話)
北米 ハワイ 中南米	アメリカ本土・アラスカ・ハワイ	1-833-950-0893
	カナダ	1-833-907-6700
	アルゼンチン	0800-777-0085

北米 ハワイ 中南米	コロンビア	01-8009-812123
	ブラジル	0800-761-0212
	ペルー	0800-53-280
	メキシコ	800-123-3308
アジア	中国	4001-203739
	香港	800-90-0356
	韓国	00798-81-1-0831
	台湾	00801-81-2770
	タイ	1800-011-212
	シンガポール	800-8110-824
アジア	インドネシア	007803-81-1-0038
	オーストラリア(※1)	1-800-718-264
	ニュージーランド	0800-64-0363
ヨーロッパ	イギリス	0808-23-44567
	イタリア	800-7-83839
	オーストリア	0800-298828
	ギリシャ	00-800-8113-0137
	スイス	0800-89-5138
	スウェーデン	020-790-250
	スペイン(※2)	9009681-90
	チェコ	800-143-106
	デンマーク	8025-4536
	ドイツ	0800-1-80-2112
	ハンガリー	06-800-21617
	フランス・モナコ	0800-90-6165
	ベルギー	0800-1-2552
	ポーランド	00-800-811-1219
	ポルトガル	800-8-81-040
	ルクセンブルク	8002-6045
アフリカ	南アフリカ	0800-99-5549
中近東	アラブ首長国連邦	800-081-0-0144
	イスラエル	1-80-946-5201
ロシア	ロシア	8-800-301-8861

(※1)クリスマス島、ココス・キーリング諸島は除きます。

(※2)スペイン領北アフリカ、カナリア諸島は除きます。

お客さまの滞在先	電話番号(無料電話)
無料電話がご利用にできない場合や上記以外の国・地域から	(81)50-3820-1301
日本国内から	0120-08-1572(無料電話)
	018-888-9547

～トールフリーご利用上の注意～

滞在の国・地域によってはトールフリーに対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用にできない場合や、ホテルなど客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタ

ルなどした携帯電話からトールフリーにご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。また、電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更などやむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

■国際電話のかけ方

●コレクトコールのかけ方

お客様自身で直接、またはどなたかに頼んでセンターにコレクトコール(料金受信人払い通話)で電話をしてください。

(注)ご滞在地域の事情によりコレクトコールを依頼できない場合があります、この場合の電話料金は自己負担となりますのでご注意ください。

(参考)オペレータに国際電話(コレクトコール)を申し込む場合の英会話例:
ホテルの客室からかける場合、まず受話器をとってオペレータを呼び出します。

オペレータ: This is the overseas operator. May I help you?
(オペレータです)

お客様: I want to make an overseas collect call to Paris. Telephone number is 1-4185-8560 for Prestige International. This is Miss Michiko Aoki in room 201.
(コレクトコールをお願いします。電話番号は1-4185-8560のプレステーションインターナショナルです。こちらは201号の青木みち子です。)

オペレータ: Hang up, please.
(一度切ってお待ちください)

※Hold the line please.と言われたら、電話を切らずにそのまま待ちます。

オペレータ: Thank you for waiting. Prestige International is on the line.
Go ahead, please.
(お待ちせしました。出ましたのでお話しください。)

○オペレータが、こう言ったら……

- ・ Hold on, please.または、Hold the line, please.(受話器を切らずにそのまま待つ)
- ・ Hang up (and wait), please.(一度切って待つ)
- ・ Mr.A is on the line.(Aさんが出ました)
- ・ Go ahead, please.(どうぞお話しください)
- ・ The line is busy.または、The number is busy.(お話し中)

●フリーダイヤル・インターナショナルトールフリー

(通話料無料)

ご利用可能地域が決まっております。

「フリーダイヤル」⇒ 原則同国内から。

「インターナショナル・トールフリー」⇒ P.11、P.12の地域から。

「コレクトコール」⇒ 上記以外の地域から。

基本的には相手の電話番号を直接ダイヤルします。

○たとえば、ニューヨークから日本語安心サービスに電話をかける場合

1-833-950-0893

↑
アメリカ本土・アラスカ・ハワイからの日本語安心サービス
トールフリーダイヤル

*センターに電話が通じたら、ケガまたは病気の状況・原因および現在地、その他担当者が求める情報を冷静にお知らせください。

■お問い合わせ先

保険内容によってお問い合わせ先が異なりますので、ご確認のうえお問い合わせください。

みずほビジネスデビット海外旅行傷害保険に関するお問い合わせ先

<海外ホットライン>

●日本国内から

[通話料無料] 0120-08-1572

24時間365日

[通話料有料] 018-888-9547

24時間365日

●海外から

[通話料無料] (81)50-3820-1301

24時間365日

みずほビジネスデビット盗難保険に関するお問い合わせ先

●カードがお手元にない場合：盗難・紛失受付デスク

[通話料有料] 03-5996-1308

24時間365日

●カードがお手元にある場合：みずほビジネスデビットデスク

[通話料有料] 03-5996-1307

平日9時00分～17時00分

(12月31日～1月3日、土・日曜日、祝日・振替休日とはご利用いただけません)